

第4章 重点区域の位置、範囲

第1節 重点区域設定の考え方

本計画における重点区域は、第2章「向日市の維持向上すべき歴史的風致」で記述した歴史的風致や第3章「歴史的風致維持向上に関する方針」で記述した課題・方針、さらには、本市がこれまで歴史・文化資源を活かすために実施してきたさまざまな取組みや施策、第5次向日市総合計画をはじめとする各種関連計画における位置付けを踏まえることとする。

第2章に示したように、本市における歴史的風致は、その地域特性や時代背景のもと「向日神社に係る歴史的風致（神社と各種祭礼）」「史跡長岡宮跡に係る歴史的風致（史跡長岡宮跡と大極殿祭）」「古代の街道に係る歴史的風致（説法石と題目踊）」「用水・ため池と条里制水田に係る歴史的風致」「竹林とタケノコ栽培に係る歴史的風致」「鉄道と住宅地開発に係る歴史的風致」の6つの歴史的風致が広がっている。

しかしながら、近年、第3章で示したように「歴史的風致の認知に関する課題」「地域の伝統文化の継承・後継者育成に関する課題」「歴史・文化資源に関する課題」「景観に関する課題」「地域・観光振興に関する課題」など多くの課題を抱えており、それらを解決すべく、歴史的風致維持向上に関する基本方針として「歴史と文化に関する情報発信、情報提供に努め、『向日市』の認知度を高める」「地域の伝統文化の保存・継承、後継者の育成に努める」「歴史・文化資源を維持保全するとともに、活用を図る」「美しい景観の保全と修景に努める」「『大極殿だいごくでんのあるまち向日市』にふさわしい地域・観光振興を推進する」を定めている。

以上のことから、歴史的風致の維持・向上を重点的かつ一体的に推進していく必要がある区域で、国、府、市指定の文化財だけでなく、その他、歴史的建造物が集積し、そこで繰り広げられる人々の伝統的な活動が現在でも展開されており、それが歴史的建造物と一体となっている区域に設定する。

なお、重点区域は、今後、本計画を推進することで、本市の歴史的風致の維持向上に効果的に寄与する範囲が生じた場合などに随時見直すものとする。

第2節 重点区域の位置、範囲

1 重点区域の位置

名称：向日市歴史的風致維持向上地区

面積：約 610ha

向日市歴史的風致維持向上地区には、核となる建造物、文化財として、国の重要文化財である向日神社や、国の史跡に指定されている史跡長岡宮跡が存在するほか、第2章で記述した「向日神社に係る歴史的風致」「史跡長岡宮跡に係る歴史的風致」「古代の街道に係る歴史的風致」「用水・ため池と条里制水田に係る歴史的風致」「竹林とタケノコ栽培に係る歴史的風致」「鉄道と住宅地開発に係る歴史的風致」の6つの歴史的風致と、向日神社の神幸祭、還幸祭での巡行経路を含む範囲を重点区域とする。

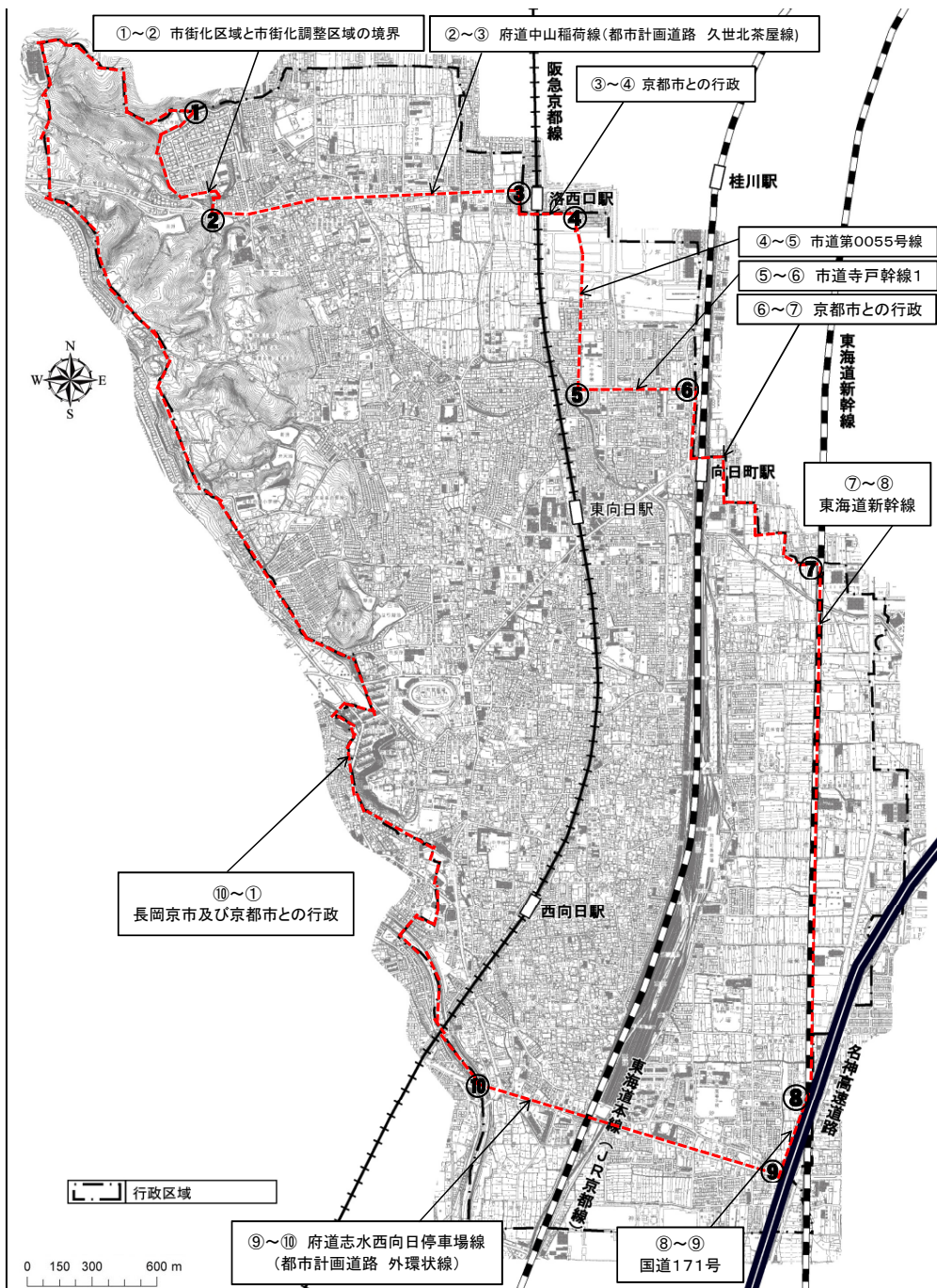


図 4-2-1 (重点区域) 向日市歴史的風致維持向上地区の範囲

第3節 重点区域の歴史的風致の維持および向上による効果

本計画における重点区域は、本市の6つの歴史的風致を網羅する区域となっている。

この区域内において、歴史と伝統を反映した人々の活動と歴史上価値の高い建造物、その周辺の環境について、一体的かつ重点的な整備に取り組むことは当該区域内の歴史的風致の維持向上につながるだけでなく、市外からの歴史的風致の評価が高まることにより、本市の認知度も向上し、市外から観光などを目的とした交流人口の増加へとつながり、地域の活性化が図られることを期待する。

また、歴史的風致の維持向上による交流人口の増加により、本市固有の歴史的風致に対する市民の理解を一層深め、市民の市に対する愛着や誇りが育まれることを期待する。

これにより、祭礼行事などへの積極的な参加につながり、次世代へ大切に受け継がれていくことも期待される。

本重点区域において、本計画に基づく各種事業を推進することで、上記のような効果が得られるとともに、重点区域外の歴史的風致や地域住民などのまちづくり活動にも波及効果を与え、ひいては、本市全体の歴史・文化を活かしたまちづくりを強く推進することが可能となる。

第4節 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

1 都市計画法に基づく連携

本市は、全面積767haのうち、市街化区域が524haで、市街化調整区域が243haである。本市の重点区域の市街化区域には、用途地域、高度地区や風致地区が指定され、建築物の高さの制限が行われており、今後も引き続き良好な市街地環境の保全を図っていく。

平成19年11月19日、はり湖周辺の自然景観および古墳を守るために、市街化区域から市街化調整区域に逆線引きを行っている。

① 高度地区

本市の市街化区域においては、用途地域が指定され、それに応じて、それぞれに高度地区が設定されている。

特に住居系の用途地域である第1種住居地域、第2種住居地域、準住居においては、土地の地形によって区分けしており、傾斜を成している地域（宅地造成等規制区域）は、建築物の高さを15m以下に制限する第1種高度地区、平坦な地域は、20m以下に制限する第2種高度地区を指定している。

本計画の重点地区内については、今後も引き続き、歴史的風致の維持向上のために必要な高度地区による、建築物の高さの制限を行うこととする。

② 風致地区

本市には、普通風致地区の西国風致があり、向神社、はり湖、西ノ丘の3地区に分かれて指定している。

風致地区内では、建築物や工作物の建築など、又は宅地の造成、その他の行為について必要な規制を行い、良好な住環境を守るとともに、自然環境や観光資源としての自然環境の維持にも努めている。

主な規制内容としては、道路境界および敷地境界線からの壁面後退、建ぺい率、高さ、敷地緑化や和風建築を主眼に置き、勾配屋根、外壁の色彩を設けている。

本計画の重点地区内には、西国風致が入っており、今後も引き続き、歴史的風致の維持向上のため

に必要な風致地区内における行為の制限を行うこととする。

③ 都市計画道路の見直し

本市では、周辺の地域の道路整備が進み、少子高齢化など社会の状況が大きく変化していることから、市内にある都市計画道路 12 路線を、将来のまちづくり計画と整合した都市計画道路網となるよう都市計画道路の見直しを行っている。

この都市計画道路 12 路線中、11 路線が、重点区域内にあることから、見直しの際の道路評価の 1 つに、道路整備による歴史的資産への影響を確認することが含まれている。

向日市都市計画図

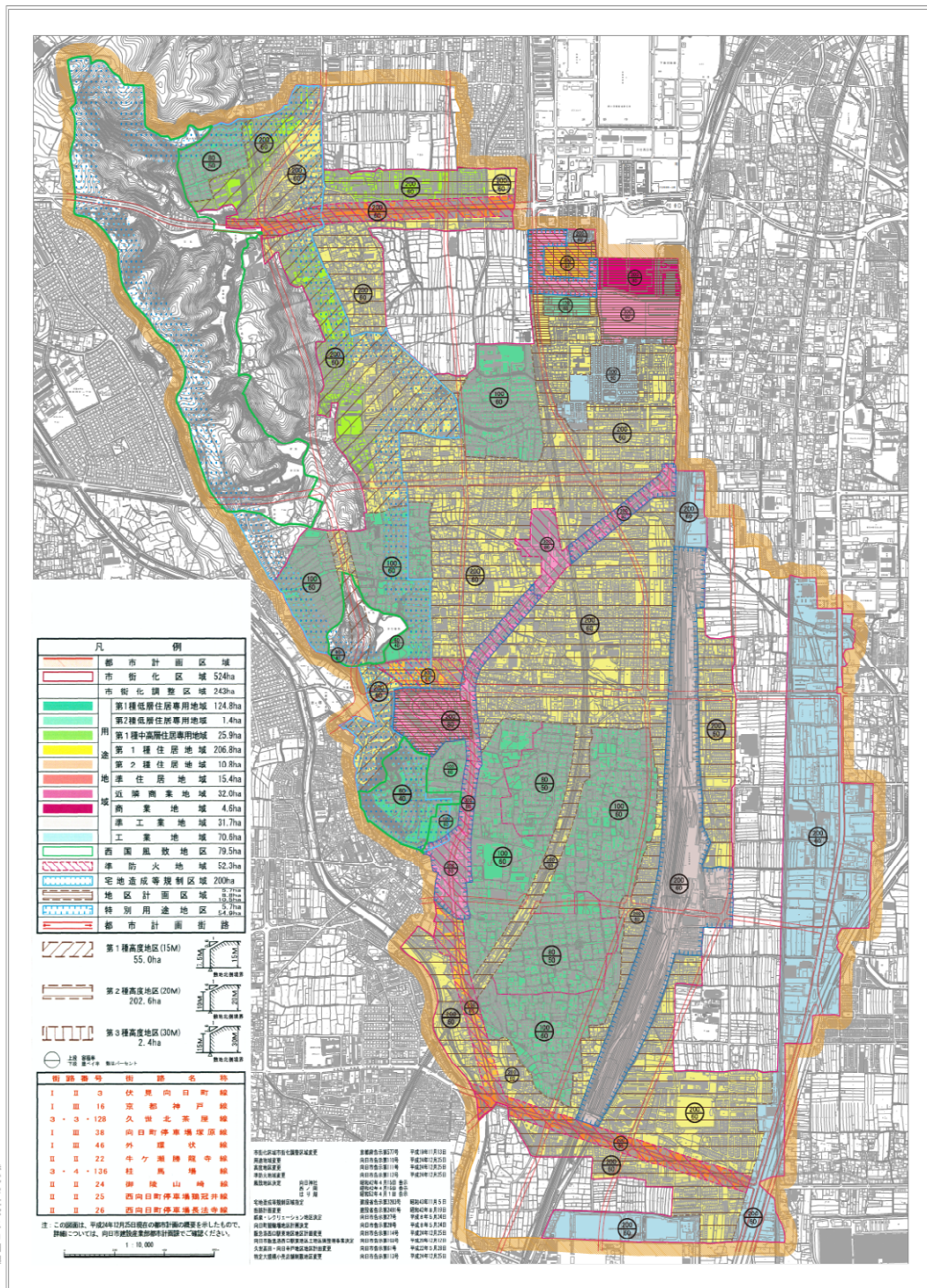


図 4-4-1 都市計画統括図

2 景観法に基づく連携（向日市景観計画取組み中）

古都として古い歴史を持つ本市の景観は、かつて長岡と呼ばれた向日丘陵一帯とその後背に連なる西山山地、条里制の土地割が広がる農村地帯を背景に、多様な古墳群をはじめ、長岡宮跡、向日神社周辺や西国街道沿いの古いまちなみなどの歴史資産、そしてそこで繰り広げられる人々の活動により形成されてきている。

このような中、本市では、平成16年（2004）に公布された景観法に基づき平成23年（2011）に景観行政団体に移行し、現在、景観計画の策定に取り組んでいる。

その計画の中で、景観計画区域を市域全域に位置付け、本市の特徴を「歴史的景観」「自然的景観」「市街地景観」の3つに分類し、それぞれの地域特徴に応じた景観形成に努めることとしている。

このうち特に、向日丘陵の自然景観、向日神社や西国街道沿いの歴史的景観、阪急西向日駅周辺の良好な低層住宅地景観などは本市として守っていき、また、良好な景観を形成していくべき地区であることから、「景観重点地区候補地」に位置付けることを検討している。

なお、景観計画は、この歴史的風致維持向上計画の内容を反映したものとし、歴史的風致の維持向上にも期するものとする。

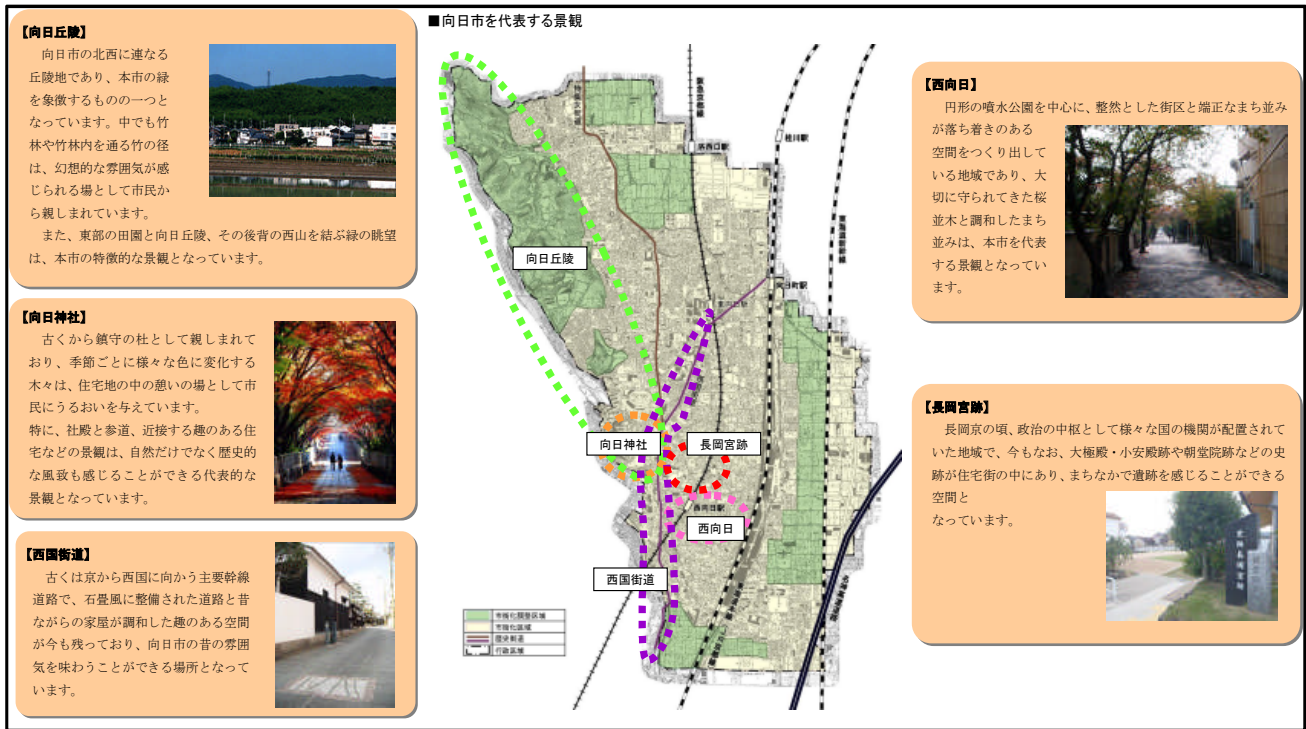


図 4-4-2 策定中の景観計画事務局素案から抜粋

3 屋外広告物法に基づく連携

本市では、京都府屋外広告物条例（昭和28年4月1日、京都府条例第30号）に基づき京都府により屋外広告物の規制が行われているが、その規制内容は、向日市屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則で定めている。

市域には、適用除外として定められている場合を除き、基本的に屋外広告物などの掲出を禁止している「禁止地域」と、許可を受けたものに限り掲出が認められる「許可区域」の2つの地域が指定されている。

そして、市全域の許可区域内で一定規模以上の屋外広告物を新たに表示・掲出する場合や意匠を変更する場合は、向日市長の許可が必要となっている。

屋外広告物は、景観に対する影響が大きく、また、景観形成上重要な要素であり、周辺環境の特性に応じた誘導が求められていることから、主要幹線沿いの現状調査を実施している。

今後は、策定中の景観計画の中で、屋外広告物に対する考え方を整理し、向日市らしい屋外広告物の施策を調査・研究することとしている。

<p>(禁止地域物件)</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当する地域又は場所に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することはできない。</p> <p>(5) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条の規定により指定された建造物の存する境域及び同法第109条又は第110条の規定により指定され、又は仮指定された地域</p> <p>(6) 京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）第7条第1項の規定により指定された建造物の存する境域及び同条例第43条第1項の規定により指定された地域</p> <p>(9) 御陵、古墳及び墓地並びに規則で定めるこれらの周囲の区域並びに社寺、教会、火葬場及び葬祭場の建造物並びにその境域京都府屋外広告物条例（昭和28年4月1日、京都府条例第30号）の抜粋</p>
--

図4-4-3 京都府屋外広告物条例の抜粋

4 文化財保護法に基づく連携（史跡指定による保護）

重点区域には、文化財保護法に基づく史跡長岡宮跡が点在している。指定地の面積は、13,921.99 m²である。史跡は、阪急西向日駅周辺の住宅密集地に所在することから、指定後、遅滞なく買上げを図り、公有化は9,967.77 m²、71.60%である。

史跡指定地内で行われる現状変更は、公有化を前提として所有者、管理者と歴史的風致を踏まえた協議を行っていく。

また、史跡指定地の拡充・拡大も進めており、次の2ゾーンを設け、今後も指定地の確実な保護を図る。

[宮中枢ゾーン]

長岡宮跡の中枢遺構として、発掘調査などにより遺構の解明を進め、その成果に基づき、追加指定、公有化を図り、検出遺構の保存整備を行う。

遺構周辺部については、住宅地として、また、中枢遺構周辺として景観の保全・修景に努め、大極殿地区、朝堂院地区、内裏^{だいり}地区間のネットワークの強化を図る。

[^{かんが}官衙・北苑ゾーン]

遺構の範囲確認と詳細な遺構の性格を把握するため、積極的に発掘調査を推進する。調査の結果、重要な遺構と判断された場合は保全措置を講じる。

これらについては、これまでの調査で確認されている重要な遺構と合わせて、地権者などの理解と協力を得て、長期的な視点で遺構の保存整備などによる活用を目指す。

その他、宮跡（宮域）一帯については、遺跡地にふさわしい景観形成に向けて、住民や関係機関などへ協力を求める。

また、宮中枢ゾーンや当ゾーン内の重要な遺構や遺物の出土地、文化財を結ぶネットワークを設定し、向日市の歴史や文化の総合的な理解に役立てるものとする。

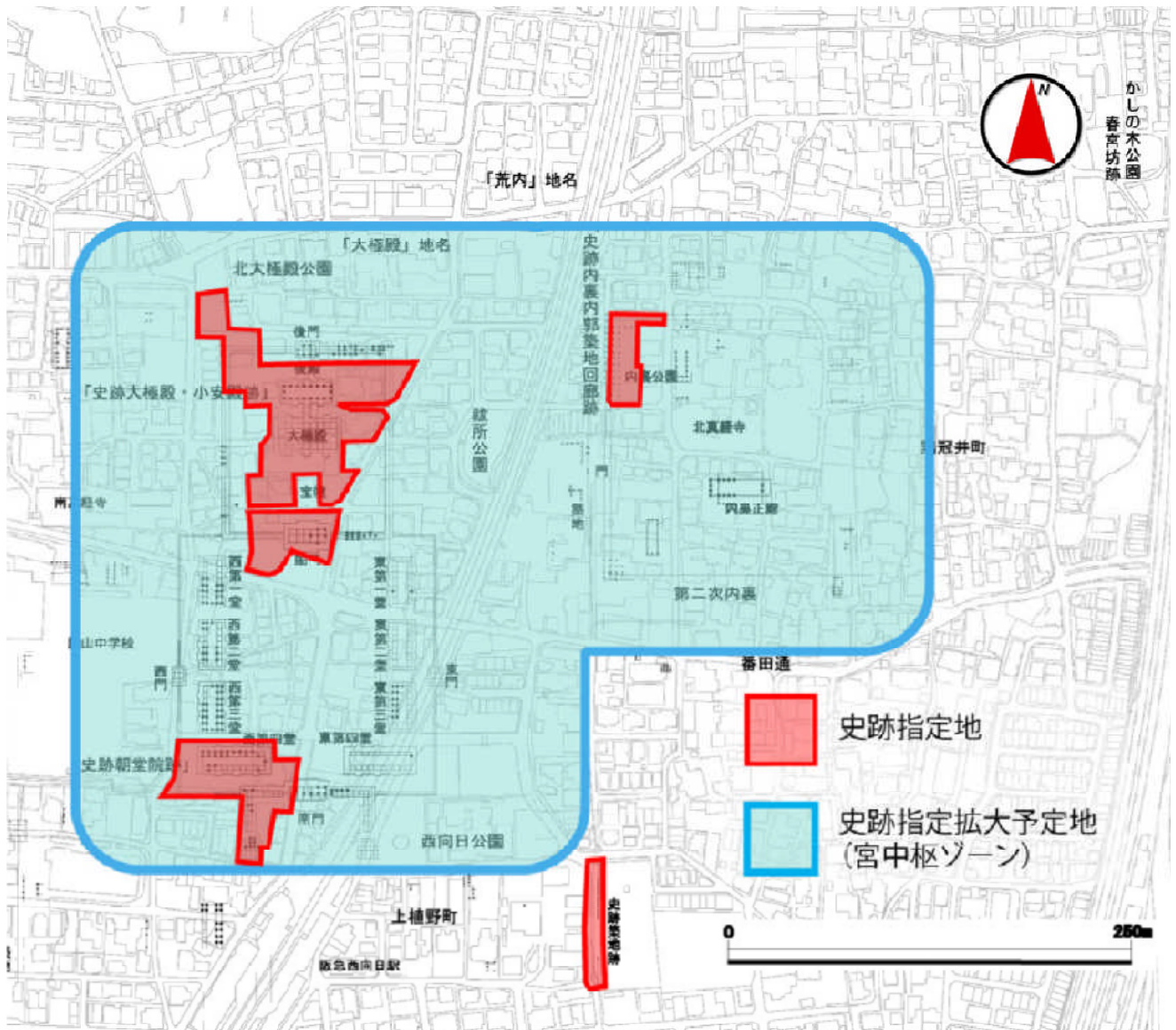


図 4-4-4 史跡指定と拡充・拡大予定地

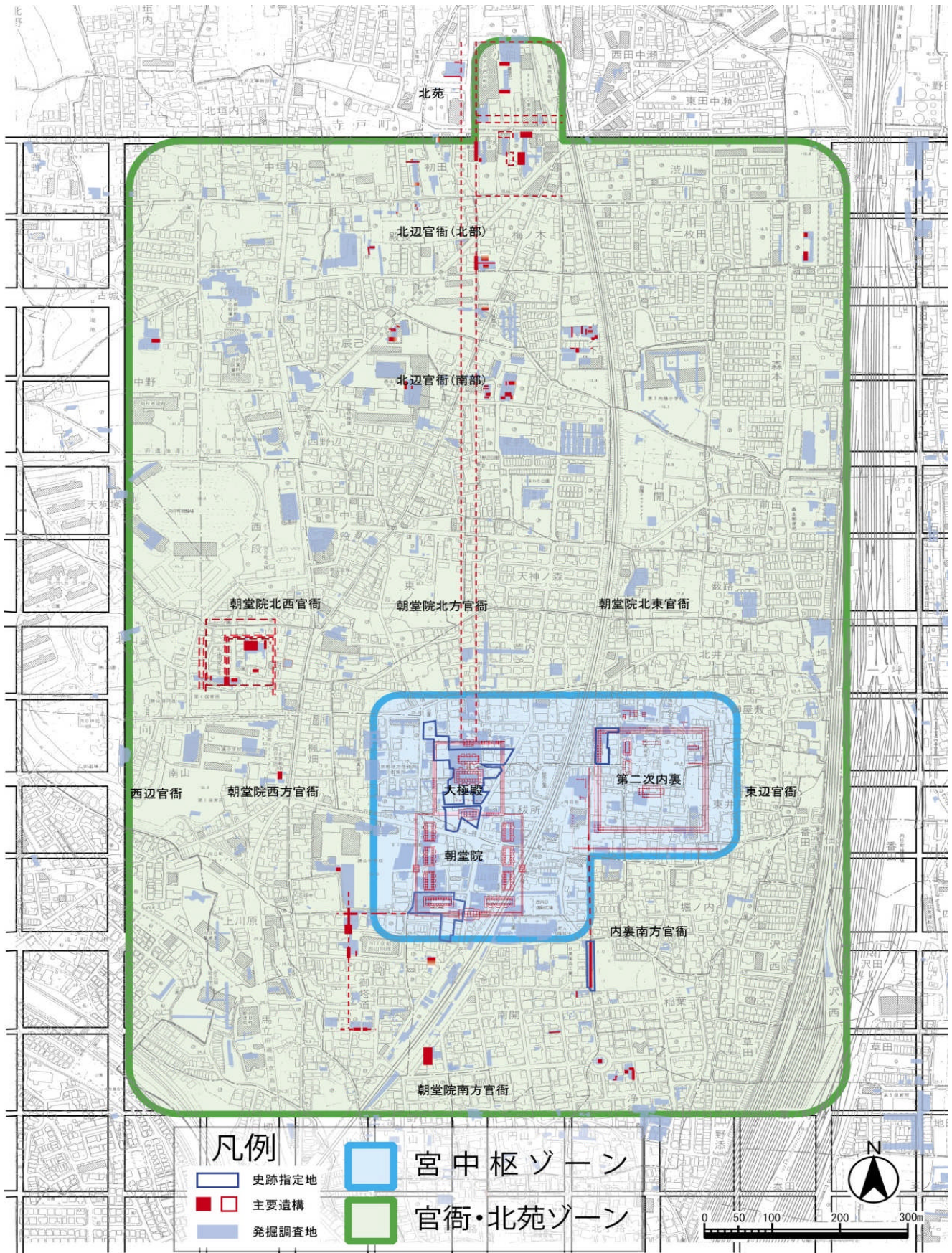


図 4-4-5 重点区域のゾーン別整備方針図

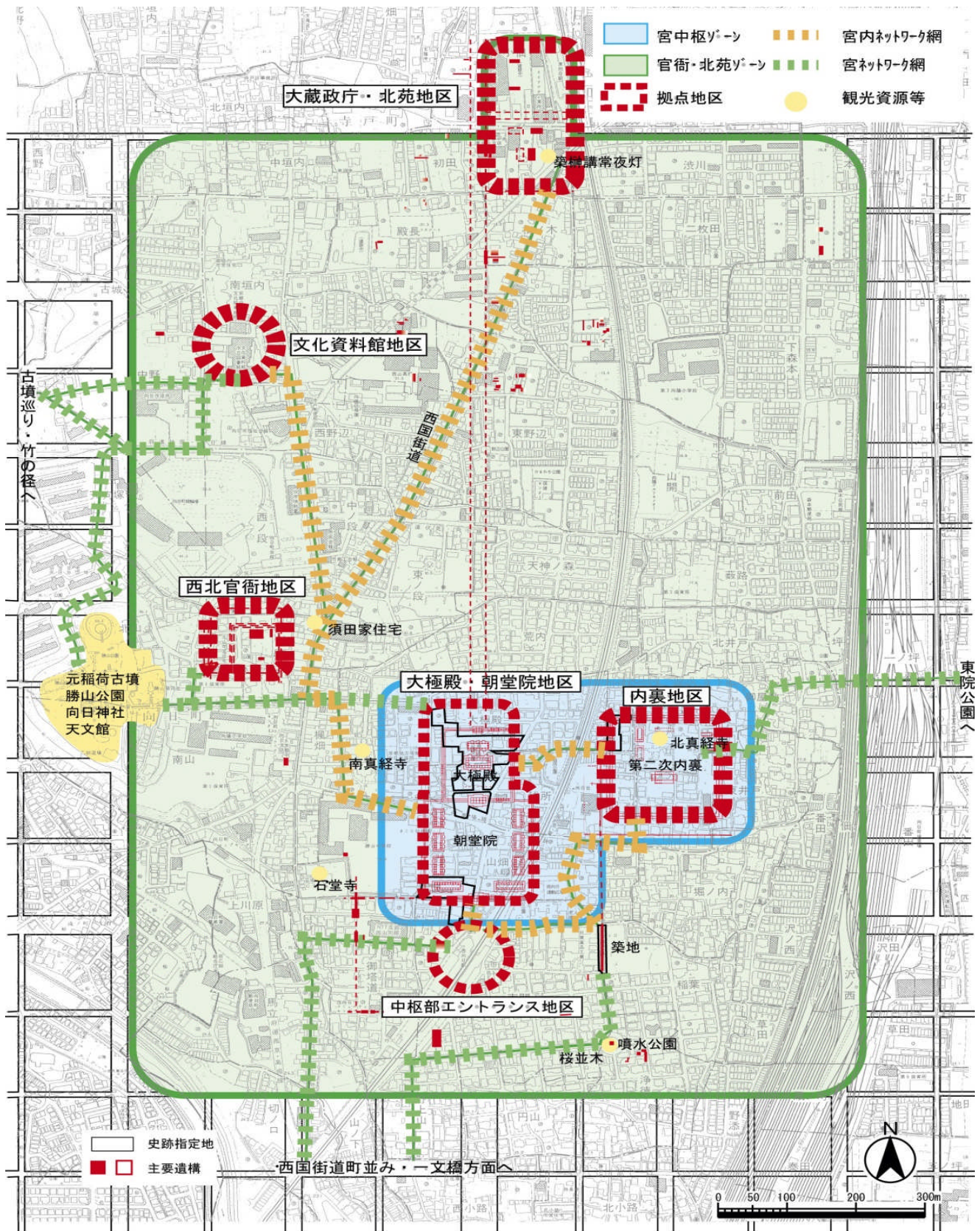


図 4-4-6 重点区域における文化財のネットワーク設定方針図

5 独自条例などに基づく連携（土地利用規制の取組みなど）

向日市まちづくり条例

本市では、平成20年度に施行した向日市まちづくり条例において「地区まちづくり協議会」「テーマ型まちづくり協議会」の認定制度を定めている。

この制度は、住民主体による、当該地区内の良好な居住環境の整備および景観の形成を図るための団体を設立し、地区まちづくり協議会、テーマ型まちづくり協議会として、市長の認定を受けることができる。

向日市歴史的風致維持向上地区においては、既に10団体のまちづくり協議会が発足、認定され、住民自ら主体的に考え、話し合える場をつくり、地域主体のまちづくりの活動が行われている。

今後も、この地区内で活動されるまちづくり団体に対して、条例に基づく認定などの取組みを進めていく。